

女性に対する暴力に関する施策についての基本的な考え方（案）

はじめに

平成16年7月28日、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問を受けた。

男女共同参画会議では、諮問を受けて、男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方を示すための検討を行うこととし、女性に対する暴力に関する専門調査会においては、同計画における「7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について検討を行うこととされたところである。

女性に対する暴力は、その形態の如何を問わず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中で最も基本的なものの一つである。この問題の背景には、性別にかかわる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題が存在する場合が多い。また、女性に対する暴力の多くは、加害者である男性にとっては自らの支配欲や性的欲求を満たすという極めて自己中心的な目的で行われることが多いが、被害に遭う女性にとってはその身体や心に一生かかってもぬぐい去れないような危害を受ける場合も少なくないという非情かつ許し難い行為である。これは、被害者に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、かつ社会的活動を束縛する深刻な人権侵害である。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要課題とされており、平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」、平成12年の国連特別総会「女性2000年会議」の「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられてきたところであり、平成17年の「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）においてもその内容が再確認されたところである。

女性に対する暴力に関する専門調査会では、女性に対する暴力に関し、これまでの男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況及び今後の課題について調査審議を進め、報告書作成に当たった基本となる考え方を、平成17年5月、一旦、中間整理として取りまとめたところである。

~~また、中間整理について地方公共団体や民間団体、国民各層から広く意見をいただくため、これを公表することとした。中間整理は、現行の男女共同参画基本計画の実施状況に関する評価について記述した「1」及びそれを踏まえた次期基本計画の内容の基礎となる今後の施策の基本的方向等について記述した「2」が~~

~~ら構成されている。~~

~~今後は、中間整理それに対して各方面から寄せられた意見を参考に、本専門調査会において更に審議を進め、その結果を男女共同参画会議に報告する予定である本報告書を取りまとめた。男女共同参画会議では、同報告を受けて、答申を取りまとめることとなる。~~

~~本専門調査会としては、この中間整理に関し、広い関心と建設的な意見が各方面から寄せられることを心から期待するものである。~~

報告書は、現行の男女共同参画基本計画の達成状況に関する評価について記述した「１」及びそれを踏まえた次期基本計画の内容の基礎となる今後の施策の基本的方向等について記述した「２」から構成されている。なお、「２」(１)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくりにおいては、数値目標を設定しているが、この他にも、基本計画の改定に向けて、数値目標の設定について積極的に検討することが望まれる。

今日、我が国は男女共同参画社会の実現へと大きく動き出している。女性の人権を守るために、そして国民全てが安心して暮らせる社会を実現するためにも、女性に対する暴力の根絶は、可及的速やかに取り組まねばならない最優先課題の一つと言える。行政はもちろん、国民一人ひとりが、全力を尽くしてこの問題に取り組まれることを期待する。

1 現行計画の達成状況・評価

目標

- 女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

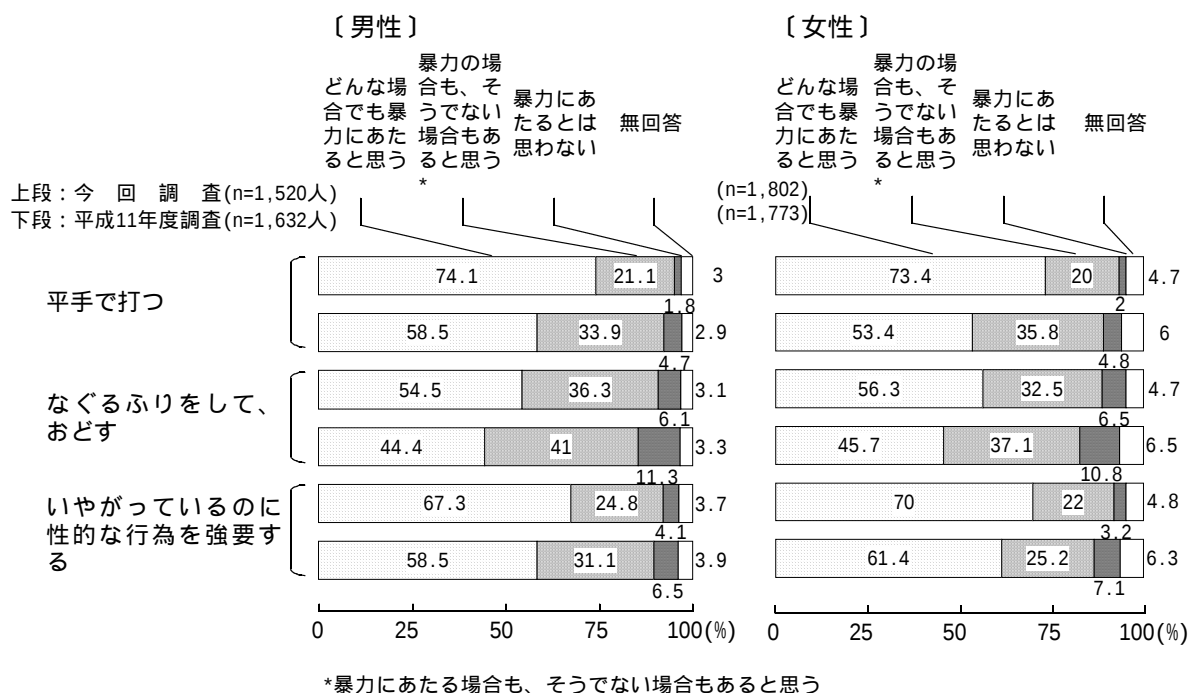
【計画期間中に実施した主な施策】

- 女性に対する暴力をなくす運動の実施、女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催（毎年 1 1 月、内閣府及び関係省庁）
- 人権週間（毎年 1 2 月）等の機会を通じて広報啓発活動を実施（法務省）
- 教育用コンテンツの活用・促進事業において、教育映画等審査を多様な分野において実施し、ドメスティック・バイオレンスに関する映画についても選定（文部科学省）
- 第 1 6 1 回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律（強姦罪等の法定刑を引き上げ、2 人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの）の施行（平成 1 7 年 1 月）（法務省）
- 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（毎年 7 月）及び全国青少年健全育成強調月間（毎年 1 1 月）において、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進（内閣府）
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）の施行（平成 1 5 年）（警察庁）
- 青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進するための地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施（文部科学省）

【主な政策効果】

● 配偶者等からの暴力に関する調査（平成15年、内閣府）

夫婦間暴力と認識される行為 - 平成11年度調査との比較（男女別）



（２）夫・パートナーからの暴力への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行（平成13年10月、同14年4月）（保護命令制度、配偶者暴力相談支援センター等の制度創設）（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- 改正配偶者暴力防止法の施行（平成16年12月）（保護命令の対象の拡大、被害者の自立支援の明確化等）（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定（平成16年12月）（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）

【主な政策効果】

- 各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況（内閣府）

	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年5月
婦人相談所	47	47	47	47
女性センター	12	13	14	16
福祉事務所	20	20	22	34
児童相談所	8	8	8	8
その他(支庁等)	0	15	15	15
合 計	87	103	106	120

- 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数（内閣府）

	14年度	15年度	16年度
女 性	35,797	43,054	49,107
男 性	146	171	222
合 計	35,943	43,225	49,329

- 配偶者からの暴力相談等の対応件数（警察庁）

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
3,608	14,140	12,568	14,410

注1) 対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害告訴状を受理し「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成した件数をいう。

注2) 平成13年は、10月13日(法施行日)から12月31日までの間

- 婦人相談所及び婦人相談員の配偶者からの暴力被害者の相談件数（厚生労働省）

12年度	13年度	14年度	15年度
9,176	13,071	17,611	19,102

- 婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況（厚生労働省）

(単位:人)

12年度	13年度	14年度	15年度
1,873	2,680	3,974	4,296

● 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

1 新受, 未済, 既済件数

	新受	未済		既済件数								却下	取下 等
				認容(保護命令発令)									
				(1) 被害者に関する保護命令のみ 発令された場合			(2) 「子への接近禁止命令」が発令 された場合						
				退去命令と 接近禁止 命令の双方	接近禁止 命令	退去命令	退去命令、 被害者への 接近禁止命 令と同時	被害者への 接近禁止命 令と同時	事後的な 子への接近 禁止命令				
平成13年総数	171	18	153	123	32	91	0				4	26	
平成14年総数	1426	46	1398	1128	326	798	4				64	206	
平成15年総数	1825	49	1822	1468	406	1058	4				81	273	
平成16年総数	2179	95	2133	1717	554	1098	5	17	38	5	75	341	
合 計	5,601	95	5506	4436	1318	3045	13	17	38	5	224	846	

2 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間 (平成13年10月～平成16年12月)	11.7日
---	-------

- * 以上の数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。
 - * 未済件数は、各月末日現在、審理中の事案の件数である。
 - * 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。
 - * 「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 - * 平成13年分は、同年10月13日施行以降の件数である。
 - * 平成16年12月2日に改正DV防止法が施行され、「子への接近禁止命令」制度が新設された。
 - * 「子への接近禁止命令」は、被害者への接近禁止命令と同時、又は、被害者への接近禁止命令が発令された後に発令されるものである。
 - * (2) の は、被害者への接近禁止命令が既に発令されている場合(退去命令と同時に発令されている場合を含む。)に、被害者への接近禁止命令を前提として、事後的に子への接近禁止命令を発令した事案である。
- (最高裁判所事務総局民事局提供の資料による。)

(3) 性犯罪への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 第161回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律(強姦罪等の法定刑を引き上げ、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新設するなどするもの)の施行(平成17年1月)(法務省)
- 性犯罪捜査の指揮、指導等にあたる性犯罪捜査指導官及びその下で補佐等にあたる性犯罪捜査指導係をすべての都道府県警察に設置し、女性警察官約110名を含む約280名を配置、性犯罪発生時に捜査活動等に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として指定し、各都道府県警察において研修を随時実施(警察庁)
- 指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、ニーズに応じた適切な支援活動を推進、すべての都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークの構築により、連携を推進(警察庁)
- 各地方検察庁に配置された被害者支援員が被害者である児童や保護者からの

相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮（法務省）

【主な政策効果】

● 強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等の認知件数等（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
強 姦	2,260	2,228	2,357	2,472	2,176
強制わいせつ	7,412	9,326	9,476	10,029	9,184
公然わいせつ()	1,547	1,766	2,030	2,370	2,380

ショーによるものを除く。

● わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員等（警察庁）

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
検 挙 件 数		1,889	1,966	2,070	2,171
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,438	1,573	1,706	1,669
	わいせつ物頒布等(刑法第175条)	451	393	364	502
検 挙 人 員		1,853	1,854	1,888	2,041
	公然わいせつ(刑法第174条)	1,261	1,371	1,456	1,451
	わいせつ物頒布等(刑法第175条)	592	483	432	590
わいせつ物押収点数(単位千点)		342	297	557	806
	ビ デ オ テ ー プ	289	236	348	270
	C D 、 D V D 等	33	43	167	495
	そ の 他	20	18	43	41

● 児童に淫行をさせる行為検挙件数（児童福祉法第34条第1項第6号違反）（警察庁）

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
327	415	501	475	542

● 児童相談所における児童虐待の内容別相談件数（厚生労働省）

	総数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
12年度	17,725 (100.0%)	8,877 (50.1%)	754 (4.3%)	6,318 (35.6%)	1,776 (10.0%)
13年度	23,274 (100.0%)	10,828 (46.5%)	778 (3.3%)	8,804 (37.8%)	2,864 (12.3%)
14年度	23,738 (100.0%)	10,932 (46.1%)	820 (3.5%)	8,940 (37.7%)	3,046 (12.8%)
15年度	26,569 (100.0%)	12,022 (45.2%)	876 (3.3%)	10,140 (38.2%)	3,531 (13.3%)

（４）売買春への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 出会い系サイト規制法の施行（平成１５年）（警察庁）
- 売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）に基づく取締りの推進（警察庁）
- 各地方検察庁に配置された被害者支援員が被害者である児童や保護者からの相談等に対応、被害児童が公判廷で証言する場合、検察はビデオリンク方式による証人尋問の措置等を求めるなど、児童の立場に配慮（法務省）
- 人身取引対策に関する関係省庁連絡会議（議長：内閣官房副長官補）において人身取引対策行動計画を策定（平成１６年）（内閣官房及び関係省庁）
- 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書に署名（平成１４年）締結（平成１７年）（外務省）
- 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書に署名（平成１４年）締結につきの承認を得るべく国会に提出したところ（平成１７年６月）（外務省）

【主な政策効果】

- 売春防止法違反の検挙状況（警察庁）

12年		13年		14年		15年		16年	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
2,947	1,225	2,840	1,177	2,901	1,200	2,411	1,144	2,011	1,012

- 相談、保護の実施（厚生労働省）

	12年度	13年度	14年度	15年度
婦人相談所における売春等の相談件数	125	179	130	163
売春等による一時保護の状況	47	67	63	68

- 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童買春・ポルノ法違反	41	387	813	810	768
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	377
重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）	15	73	100	137	95
粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	7	66	128	108	58
その他	21	141	255	240	284
計	104	888	1,731	1,743	1,582

- 児童相談所における児童買春等被害相談処理件数（厚生労働省）

	12年度	13年度	14年度	15年度
在宅指導	62	60	80	79
施設入所	41	20	13	16
家裁送致	7	7	2	1
その他	9	4	6	11
計	119	91	101	107

注) 12年度調査の対象期間は12年4月～12月

（５）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 企業におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務を徹底するため、パンフレットを配布し、企業への周知啓発を実施、防止対策自主点検表を作成、配布し企業の自主的な取組を促す。防止対策を講じていない企業に対しては行政指導を実施、女性労働者等からの相談に適切に対応するためにセクシュアル・ハラスメントカウンセラーを設置。セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施（厚生労働省）
- 国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策として、防止対策担当者

会議の開催、セクハラ一日電話相談の開設、セクシュアル・ハラスメント相談員研修及びセクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コースの実施（人事院）

- 教育等の場における対策として、国公立大学・教育委員会等に対して取組を促し、国立学校等職員に対して防止についての研修を実施、平成16年に国立大学が法人化した国立大学法人等に対して防止について必要な情報提供を行うなど、引き続きセクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底を行う。（文部科学省）

【主な政策効果】

- 都道府県労働局雇用均等室における是正指導件数（厚生労働省）

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
5,239	5,798	4,975	5,190	4,628

- 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数（厚生労働省）

年 度	件 数	うち女性労働者等
平成12年度	8,614	5,883
平成13年度	7,633	5,925
平成14年度	7,682	5,924
平成15年度	7,403	5,924
平成16年度	7,706	6,291

- 国立学校の教職員・セクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分等の状況の推移（文部科学省）

（単位：人）

年	懲戒処分					訓告以下				総計
	免職	停職	減給	戒告	小計	訓告	文書 厳重注意	口頭 厳重注意	小計	
平成12年	2	5	3	1	11	-	-	-	-	-
平成13年	1	5	4	5	15	9	4	4	17	32
平成14年	1	9	6	1	17	6	2	2	10	27
平成15年	1	9	4	1	15	12	2	3	17	32
平成16年 *	2	4	7	1	14	4	1	0	5	19

* 平成16年3月末までの数値（平成16年4月に国立大学法人等へ移行したため）

- 公立学校の教職員・わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況の推移（文部科学省）

（単位：人）

年度	懲戒処分					訓告等	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告	小計			
平成12年度	71	25	6 (2)	6 (13)	108 (15)	13 (77)	20	141 (92)
平成13年度	53	31	10 (4)	6 (10)	100 (14)	11 (79)	11	122 (93)
平成14年度	97	39	8 (6)	4 (29)	148 (35)	18 (130)	9	175 (165)
平成15年度	107	40	4 (8)	4 (21)	155 (29)	22 (115)	19	196 (144)

注1) 公立学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校。

注2) ()内は、監督者責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。

（６）ストーカー行為等への対策の推進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制の整備等ストーカー行為等へ厳正に対処（警察庁）
- 被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策の的確な実施による被害者の支援及び防犯対策を実施（警察庁）

【主な政策効果】

- ストーカー事案に関する認知件数（警察庁）

12年	13年	14年	15年	16年	累計
2,280	14,662	12,024	11,923	13,403	54,292

注1) 平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

注2) ストーカー事案認知原票は、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為のともなう事案を認知した場合」に作成し、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。

- ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)の適用状況(警察庁)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
警告	117	871	965	1,169	1,221
禁止命令	2	36	32	24	24
援助	80	719	677	856	1,356
検挙	22	142	178	192	206
ストーカー行為罪	22	131	170	185	200
禁止命令違反	0	11	8	7	6

- 警察本部長等の援助の実施状況(警察庁)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
被害防止措置の教示 (法第7条第1項)	38	348	410	743	805
被害防止交渉に必要な事項の連絡 (規則9条1号)	7	99	54	78	83
行為者の氏名及び連絡先の教示 (規則9条2号)	1	45	39	50	52
被害防止交渉に関する助言 (規則9条3号)	20	124	106	129	173
民間組織の紹介 (規則9条4号)	2	16	10	18	18
警察施設の利用 (規則9条5号)	18	137	110	111	127
物品の教示又は貸出し (規則9条6号)	41	370	415	510	508
警告を実施した旨の書面の交付 (規則9条7号)	5	41	21	12	42
その他被害防止のための援助 (規則9条8号)	16	104	127	69	397

注1) 法とは、ストーカー規制法、規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)をいう。

注2) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

● その他の対応（警察庁）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770	8,077
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313	3,155
パトロール	204	1,061	918	1,009	1,617
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	77
その他	-	-	-	763	852

注1) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

注2) 「その他」は平成15年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上している。

評価と問題点

- 基盤づくりの施策については、女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする各種広報啓発活動の実施や強姦罪の法定刑の引上げ等を内容とする刑法改正等、着実に推進されている。
- 夫・パートナーからの暴力対策については、配偶者暴力防止法の制定、改正及びこれに基づく基本方針の策定等をはじめ、着実に推進されている。
- 性犯罪への対策については、性犯罪への厳正な対処や被害者への配慮の面で、一定の進展が見られる。
- 売買春への対策については、売春防止法、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締り等を推進しており、特に人身取引については、人身取引対策行動計画を策定するなど、着実に推進されている。
- セクシュアル・ハラスメント防止対策については、雇用や教育等の場において、一定の進展が見られる。
- ストーカー行為等への対策については、厳正な対処、被害者の支援及び防犯対策の面で、一定の進展が見られる。

以上の政策効果を見ると、本分野の取組は、法整備をはじめ総合的な取組を進めるための基本的な方針や行動計画の策定等かなりの進展が見られるが、依然として女性に対する暴力は数多くみられ、また潜在化しているおそれもあることから、今後もその根絶を目指した取締り、被害者に対する保護や支援等の各施策を引き続き推進していく必要がある。

2 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

目標

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものである。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「男女の人権の尊重」を掲げている。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。

女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもある。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくべきである。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置付けられてきており、女性2000年会議で採択された「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられ、「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）においてもその内容が再確認された。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

【施策の基本的方向】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要である。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めることを通じ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進する。

また、被害者の心身の回復に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処す

るための体制整備を進める。施策については、それが被害者にとって利用しやすいものであるかどうかという観点から、不断の見直しと改善に努めることが重要である。

加害者については、刑務所等における矯正処遇、保護観察等の社会内処遇の充実・強化を図り、再犯防止に努めていく。また、そうした取組を踏まえ、必要に応じ新たな対応を検討していく。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ観点からも、インターネットや携帯電話の普及等の社会情勢の変化に留意しつつ、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等によりの確な施策の実施に資する。また、加害者及び被害者となることを防止するための国民一般への働きかけを行っていく必要がある。

〈数値目標〉

「１ 現行計画の達成状況・評価」の「(１) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり」の【主な政策効果】(４頁)に掲出した「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成１５年、内閣府)中の各行為について、暴力と認識する人の割合を１００パーセントに近づけることを目指す。

【具体的な取組】

- 女性に対する暴力をなくすため、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。その際は、加害を予防する観点からは、男性に対して広報啓発を行う視点も重要である。
- 中・長期の相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。
- 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、男女共同参画の観点からより一層研修に努めていく。また、司法関係者等に対しても、研修の取組について協力を要請する。
- 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開していく。
- 暴力の発生を未然に防ぐため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの作成及びそれを用いた予防のための取組を進めていく。
- 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。

- 女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対しても、連携、支援に努めていく。
- 女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報については、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【施策の基本的方向】

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性がある。こうしたことから、平成13年に配偶者暴力防止法が制定された。さらに、被害者の自立支援の明確化等の観点から平成16年に改正法が制定され、同法に基づき、主務大臣において施策の基本的な方針を策定したところである。

配偶者暴力防止法を踏まえ、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策と、被害者の自立支援等配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策を進める。また、配偶者からの暴力は児童虐待と関連が深いことにも留意して対応する。

なお、配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、その対応を進める。

【具体的な取組】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。
- 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。
- 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意するとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意する。また、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ効果的な施策の実施を図る観点が重要である。
- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者も当然含まれていることに十分留意しつつ、その立場に配慮する。

- 配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進等に関する制度の利用等の情報提供を行うことなどが配偶者暴力防止法に明記されているが、被害者の自立を支援するために必要があれば、その他の措置についても、各々の実情を踏まえ、事案に応じ講じる。
- 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や体制の充実に努める。
- 加害者の更生については、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、配偶者暴力防止法の規定に基づき、加害者更生プログラムのあり方等について調査研究を推進する。
- 児童虐待の防止等に関する法律において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることとされたことを踏まえ、適切な対応に努める。
- 被害者を支援している親族や支援者に対しても、ストーカー規制法を適切に運用するなどにより、その安全の確保に努める。
- 配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、被害者の保護に努める。

(3) 性犯罪への対策の推進

【施策の基本的方向】

性犯罪の被害者は、暴力により身体的精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合がある。性犯罪に関しては、傷害、逮捕・監禁等の事案において性犯罪の観点からとらえられるものもあることに留意しつつ、加害者の責任を厳正に追及するとの立場に立って、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、再犯防止のため矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るなどの対策も推進する。性犯罪捜査に当たっては、犯罪の特性を十分に踏まえ、被害者の心情に配慮した事情聴取や被害者への情報提供を推進し、関係機関との連携の強化も図りつつ、被害者の精神的負担の軽減に努める。

さらに、被害者が心理的外傷等心身に深い傷を負っていることに十分配慮し、その被害を回復するための施策の充実に努める。

【具体的な取組】

- 性犯罪に関しては、平成 16 年の刑法改正の趣旨も踏まえ、厳正に処罰を行う。なお、ポルノ撮影等の際になされる性犯罪についても厳正な取締りに努める。
- 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被

害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用して、家庭内における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。被害児童に対しては、その心身の状況等を踏まえ、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。

- 痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、電車車内における痴漢の防止対策を推進する。
- インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、ＩＴ技術の進展に対応した取組を推進する。
- 関係省庁間で、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。
- 性犯罪の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの受講の義務付けやそのための体制等について研究・検討していく。
- 盗撮については、刑法の住居侵入罪等として、取締りが行われているところであるが、住居侵入罪に問えない事案においては法定刑が軽いとの指摘もあり、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点に十分配慮し、厳正な取締りに努めつつ、加害者を厳正に処罰するための法整備について検討する。
- 捜査関係者、医療関係者等に対し、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に図る。
- 被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等置かれた立場に十分配慮する。弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に配慮が求められることにつき、啓発に努める。
- 被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。
- 被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。
- 被害者に対する事件の処理結果等の情報提供を促進し、精神的負担の軽減に努める。
- 上記の被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。
- 性犯罪の防止のために、女性の人権を尊重する啓発活動に努めるべきである。また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるよ

うな教育を推進する。

(4) 売買春への対策の推進

【施策の基本的方向】

売買春は、性を商品化し、金銭等により売買するものであって、人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視するものであり、決して許されるものではない。我が国では、売買春で性の商品化を求められるのはほとんどが女性である。売買春の根絶に向けて、国際的動向にも配意しつつ、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

【具体的な取組】

- 搾取を伴う売春の被害者の保護及び自立支援については、婦人相談所と関係諸機関との連携を強化する。
- 児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行う。
- 国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する。
- いわゆる援助交際については、これが児童買春につながるものであり、犯罪に巻き込まれるおそれが高いものであることを認識するとともに、児童等が自分を大切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。
- 女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。
- 旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成 17 年 3 月、国連児童基金（ユニセフ）等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。

(5) 人身取引への対策の推進

【施策の基本的方向】

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者、特に女性に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の観点を重視しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。

【具体的な取組】

- 平成16年12月7日策定の人身取引対策行動計画に沿って、以下のような関係施策を積極的に推進する。
- 平成17年6月、刑法の改正による人身売買罪等の新設、出入国管理及び難民認定法の改正による人身取引の被害者の保護等に関する規定の整備を図ることなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、おかげで成立したことから、法律の施行後は、改正法の適切な運用により人身取引の撲滅や被害女性の保護等の取組を一層進める。
- 平成17年2月、外国人ホステス等の就労資格等の確認を風俗営業等の営業者に義務づけるなどの人身取引の防止対策等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出されており、法案成立後には、人身取引の防止に向け、改正法の適切な運用に努める。
- 人身取引を防止するため、出入国管理の強化等に努めるとともに、加害者に対しては、刑罰法令を厳格に適用し、取締りの徹底に努める。また、被害者に対しては、その立場に十分配慮しつつ、法を適切に運用し、保護に努める。
- 婦人相談所においては、必要に応じ適切に被害者の保護を行うとともに、従来の実績、所在地の秘匿性等から、民間シェルター等において、より適切な保護が見込まれる場合等には、人身取引被害者について、一時保護委託を実施する。
- 退去強制事由に該当する人身取引被害者で速やかな帰国を希望する者については、民間シェルターに入居したまま強制退去手続を執って出国を可能とするような方法を検討するほか、国費送還についても弾力的な運用を図る。また、在留の継続が必要な場合は、生命身体への危険が認められないときには民間シェルターへの入居を依頼するなど、事案に応じた臨機応変な連携体制を確保する。
- 被害者は、長期間劣悪な環境下で性風俗営業等での労働を強いられて健康を害している者も多いことから、無料低額の医療が円滑に受けられるようにする。
- 日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するため、外国語のパンフレットの作成等工夫をこらした広報を行う。
- 日本語が十分に理解できない被害者に対し、通訳の確保に配慮する。
- 被害者に対しては、必要に応じて、在留資格の変更許可、在留期間の更新許

可及び仮放免許可等を弾力的に運用し、被害者の保護に努めるとともに、被害者の中には、在留資格のない者が多く含まれていると考えられるので、被害者であることが確認された者については、事案に応じて弾力的な在留特別許可の運用を行うことにより、その法的地位の安定に努める。

- 独立行政法人国立女性教育会館においては、人身取引の防止を図る観点から必要な調査研究・教材の開発等を行う。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【施策の基本的方向】

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害し、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為である。セクシュアル・ハラスメントの中には、犯罪に該当するものもあり、悪質な加害者に対しては、法令等に基づき厳正に対処する。雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントによって精神上的苦痛を受け、心理的なケアを必要とする者からの相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場においても、大学をはじめとする教育機関等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、徹底した対策をとる。

【具体的な取組】

- 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。
- パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。
- 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対応を行い、また、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。
- セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳

正な対応を行うとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童・生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対応できる体制の整備等を推進する。

- 懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表について検討する。
- スポーツ、芸術及び芸能等の分野における指導者等からのセクシュアル・ハラスメント、医療・社会福祉その他の施設等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に努める。

(7) ストーカー行為等への対策の推進

【施策の基本的方向】

ストーカー行為等は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものである。ストーカー規制法を適切に運用することによって、被害者が早期に相談することができるよう必要な措置を講じ、関係機関が相互に緊密に連携して、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。また、ストーカー規制法の仕組み、被害者の親族や支援者~~であつても、~~に対するつきまとい等の行為がある場合にはについてもストーカー規制法の保護の対象となり得ること等について、広報活動を推進する。

【具体的な取組】

- どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進していく。
- 被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。
- 配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者への警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていく。